

令和7年度熊本県教育委員会教育職員免許法認定講習等における特別支援学校教諭二種免許状の単位修得例 (平成19年度以降開設科目及び平成18年度以前の開設科目を読み替えて使用した場合)

第2欄 「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の双方を含むように	基礎理論 1単位	基礎理論 1単位	基礎理論 1単位	基礎理論 1単位	H23年度～ 第3欄の含む領域が、 視覚と聴覚 になったため、 第2欄で修得が必要な 部分は、知的・肢体不自由・病弱。 第1欄から第3欄、合わせて6単位以上が必要となるので、修得が必要 な残り1単位は、第1欄 から第3欄のどの単位でも かまわない。	基礎理論 1単位
	視覚障害 教育 1単位	視覚障害 教育 1単位	視覚障害 教育 1単位	視覚障害 教育 1単位		知的 1単位
	視覚障害 心理 1単位	聴覚障害 教育 1単位	視覚障害 心理 1単位	視覚障害 心理 1単位		肢体不自由 1単位
	聴覚障害 教育 1単位	聴覚障害 心理 1単位	聴覚障害 教育 1単位	聴覚障害 教育 1単位		病弱 1単位
	聴覚障害 心理 1単位	知的 1単位	聴覚障害 心理 1単位	聴覚障害 心理 1単位		1単位
	病弱 1単位	肢体不自由 1単位	知的 1単位	肢体不自由 1単位		重複・発達 (視覚・聴覚) 1単位
	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位	病弱 1単位	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位		6単位
修得単位数	7単位	9単位	8単位	8単位		
免許状に定められる教育領域	病弱 視覚障害 聴覚障害	知的 肢体不自由 病弱 視覚障害 聴覚障害	知的 病弱 視覚障害 聴覚障害	肢体不自由 病弱 視覚障害 聴覚障害		知的 肢体不自由 病弱
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目					
中心となる領域	第2欄 特別支援教育領域に関する科目					
中心となる領域 (含む領域)	第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目					

※第2欄の科目の単位修得方法

- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する領域を定める場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下、「心理等に関する科目」という。)並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下、「教育課程等に関する科目」という。)についてそれぞれ1単位以上。
- ロ 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域を定める場合にあっては、当該領域に関する「心理等に関する科目」並びに「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んで1単位以上。
(本県の認定講習における、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域に係る科目は、それぞれ1科目(1単位)に、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んでいる。)

※第3欄の科目の単位修得方法

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項(重複・発達領域)のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域(第2欄)以外の全ての事項を含むものとする。
(「含む領域」が定められている科目は、当該領域について第3欄の内容を満たすことが可能。)

※なお、H20まで本県の認定講習において第3欄科目「重複・LD等に関する科目」については「教育課程等に関する科目」として開設していたが、「心理等に関する科目」も含んでいたものとして取り扱う。